

2019年2月27日

有料サービスご利用者各位

株式会社建設ニュース

【お知らせ】消費税率の変更に伴う有料サービスの対応について

消費税の10%への引き上げが、2019年10月1日から予定されています。弊社の有料サービスは基本的に税別表示とさせていただいており、消費税の引き上げに合わせて、消費税の請求を8%から10%に変更させていただきます。

変更のタイミングですが、契約の「利用開始日」(収益計上日)を基準とし、年払い、月払いを問わず、19年9月30日までに利用を開始する契約は8%、19年10月1日以降に利用を開始する契約は10%の消費税を、利用料(税別)に加算して請求させていただきます。

通常は19年10月1日をまたぐ契約の場合、9月末までは8%、10月1日以降を10%と分けて請求すべきところではありますが、請求内容が煩雑になることから、契約の利用開始日を基準とする方法を採用させていただきます。

次に、その根拠ですが、国税庁消費税室が18年10月に公表した「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」の4ページにある問6で、「ただし、1年分の対価を受領することとしており、中途解約時の未経過部分について返還の定めがない契約において、事業者が継続して1年分の対価を受領した時点の収益として計上している場合は、31年施行日の前日(平成31年9月30日)までに収益として計上したものについて旧税率(8%)を適用して差し支えありません」との文言があり、弊社は従来から前払い制を採用するとともに、発行する請求書には「一度入金された利用料は途中解約されましても返金しません」と明記しており、弊社の契約内容が「未経過部分について返還の定めがない契約」に該当することから、上記の方針で問題ないと考えております。

有料サービスのご利用者様におかれましては、消費税の変更に伴い請求金額の変更などでご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただき、引き続きご利用いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

■株式会社建設ニュース 担当：朝野

TEL : 06-6226-8526 E-mail : info@constnews.com